

自殺の実態を明らかにする取組

1 実態解明のための調査の実施

自殺に至る複雑な背景情報を正確に収集し、その実態を明らかにするためには、社会的要因を含む自殺の原因・背景、自殺に至る経過、自殺直前の心理状態等を多角的に把握し、自殺予防のための介入のポイント等を明確化するため、いわゆる心理学的剖検の手法を用いた遺族等に対する面接調査が重要である。

我が国では、全国規模の心理学的剖検による自殺の実態把握は近年まで行われてこなかったが、厚生労働省では、平成17年度から心理学的剖検の実施方法に関する試行的な研究を行ったのち、19年度から、「心理学的剖検データベースを活用した自殺の原因分析に関する研究」（こころの健康科学研究事業）において、「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」を、全国に広く呼びかけて実施し、自殺に関連する要因の分析を進めた。その結果から、自殺者の特徴として、青少年では、不登校、いじめ、親との離別など学校・家庭での様々な問題を経験している者や、精神疾患を有する者が多いこと、治療薬として処方

された向精神薬を過量摂取した者も多いこと、中高年では借金等の社会的問題を抱えた人の背景にアルコール問題が多く存在すること、高齢者ではうつ病等であっても精神科にかかっていない人が多いことなどが判明した。これらの点は自殺予防の介入ポイントとして重要な視点と考えられた。22年度は、「自殺の原因分析に基づく効果的な自殺防止対策の確立に関する研究」（障害者対策総合研究事業）の中で、調査を継続している。

今後も自殺対策基本法第7条を踏まえ、自殺者や遺族等のプライバシーに配慮しつつ、人々を自殺に追い込んでいる様々な社会的要因を含む自殺の関連要因の把握に取り組み、調査研究の成果等を、自殺対策を推進するための情報として提供していく。

なお、内閣府では、諸外国における自殺対策関連施策の実態を把握するため、平成22年度に「我が国及び諸外国における自殺対策関連施策と自殺統計等に関する調査」を実施した。

2 情報提供体制の充実

自殺予防に向けての政府の総合的な対策を支援するため、厚生労働省では、平成18年10月に自殺予防総合対策センターを設置し、①自殺予防対策に関する情報の収集及び発信、②自殺予防対策支援ネットワークの構築、③自殺予防対策等の研修、④関係機関・団体、民間団体の支援、⑤自殺予防対策に関する政策の提案、⑥自殺の実態分析、自殺の背景となる精神疾患、自殺未遂者・自死遺族等のケア、自殺対策の取組状況等の調査・研究を行っ

ている。

自殺予防対策に関する情報の収集及び発信に関しては、自殺予防総合対策センターのWebサイト「いきる」(<http://ikiru.ncnp.go.jp/ikiru-hp/index.html>)を開設し、この中で、基礎資料、自殺の統計、地方自治体の取組、いきる・ささえる相談窓口、海外の情報、自殺予防総合対策センターで発行した印刷物等を紹介している。

3 自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査の推進

厚生労働省では、自殺未遂者や自死遺族等に関する調査研究について、平成18年度から、「自殺未遂者および自殺者遺族等へのケアに関する研究」（こころの健康科学研究事業）として実施し、20年度には自殺未遂者のケアのあり方に関するガイドライン及び自死遺族を支援するために相談担当者の指針となるガイドラインを作成した。20年度以降これらガ

イドラインに基づいたシンポジウムや研修を行っている。これらガイドラインは、厚生労働省のWebサイト（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jisatsu/index.html>）で公開している。また、21年度からは、「自殺のハイリスク者の実態解明及び自殺予防に関する研究」において、自殺未遂者等の調査を行っている。

4 児童生徒の自殺予防についての調査の推進

(1) 児童生徒の自殺の実態把握に向けて

児童生徒の自殺問題については、児童生徒の自殺者数が全体に占める割合は大きくないものの、いじめを苦にした自殺や連鎖的な傾向が見られるなどの問題があり、教育上重要な課題である。

児童生徒の自殺について実態把握を行うため、文部科学省では、毎年「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を実施し、児童生徒の自殺者数、自殺した児童生徒が置かれていた状況等について学校・教育委員会から報告を受け、取りまとめている。

また、効果的な自殺予防を実施するためには、残された人々のケアを実施することを最優先課題としながら、自殺の正確な実態を把握することが不可欠であると考えられる。そこで、文部科学省では、平成21年7月から、学校関係者による調査に限界がある場合の第三者による実態調査も視野に入れた自殺の背景調査といった事後対応の在り方について調査研究を行っており、23年3月には、子どもの自殺が起きたときの調査の指針を取りまとめた。

(2) 児童生徒の自殺予防に向けた調査研究の推進

文部科学省では、これまでも、命の大切さ

を学ばせる教育や教育相談体制の充実、いじめ問題への対応等の施策を通じて、児童生徒の自殺予防に取り組んできたところであるが、自殺予防について一層の充実を図るため、児童生徒の自殺の特徴や傾向等を分析して、学校現場に資する自殺予防の対応方策について検討を行う「児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する検討会」を平成18年8月より開催し、19年3月に「子どもの自殺予防のための取組に向けて（第1次報告）」を取りまとめた。これを踏まえ、「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を開催し、21年3月に「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のマニュアルを取りまとめ、学校・教育委員会等に配布した。

平成21年7月より開催されている「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」では、児童生徒の自殺が起こった際の、周囲の関係者に対するメンタルヘルスや危機管理、第三者調査も視野に入れた背景調査といった事後対応の在り方について検討を行い、22年3月には「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を作成し、学校・教育委員会等に配付した。また、23年3月には、子どもの自殺が起きたときの調査の指針を取りまとめた。

5 うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発

厚生労働省では、障害者対策総合研究事業として、うつ病等の精神疾患に対する、心理・社会学的方法、分子生物学的手法、画像診断技術等を活用した病因・病態の解明、効果的な予防、診断、治療法等の研究・開発の推進に取り組んでいる。

平成22年度には、例えば、「プライマリーケアで使用可能な、DNAチップを用いたうつ病の診断指標の作成」、「リワークプログラムを中心とするうつ病の早期発見から職場復帰に至る包括的治療に関する研究」等を行った。

6 既存資料の利活用の促進

内閣府では、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」（平成22年2月5日自殺総合対策会議決定）を踏まえ、平成22年4月以降、毎月、都道府県別及び市区町村別（自殺者の生前の住居地及び発見地）等の自殺統計データについて警察庁から提供を受け、「地域における自殺の基礎資料」の作成・公表を行っている。

厚生労働省では、自殺予防総合対策センターにおいて、自殺対策に活用できるよう、人口動態統計に基づく地域ごとの自殺死亡統計の分析を実施しており、平成23年3月には、21年4月に公表した「自殺対策のための自殺死亡の地域統計」を全面的に改訂して21年までの分析結果を掲載するようにした。また、二次医療圏及び市区町村ごとに、昭和48年まで遡れるかたちで自殺死亡の実態を整理した。

都道府県等においては、県衛生研究所等で人口動態統計、警察統計及び各県実施の統計等を用いて域内の自殺の状況の分析を行い、関連機関のネットワーク会議の資料または対策を企画するにあたっての資料としている。

警察庁では、自殺実態の把握に関する取組

推進の要望を受け、平成21年1月以降の月別の自殺者数（総数、男女別及び都道府県別）を暫定値として公表してきたところ、22年6月からは、可能な限り早期に公表するため、毎月上旬に速報値として公表し、中旬に暫定値として警察庁ホームページにより更新している。23年3月には、平成22年度「自殺対策強化月間」の実施に伴い、より効果的な自殺対策に資するよう「平成22年中における自殺の概要」を早期公表した。都道府県警察に対しても、自殺防止対策に資する目的での関係行政機関等への統計資料の提供について、可能な範囲で積極的に行うよう指示している。

平成22年5月からは、同年4月分以降の毎月の全国、都道府県別及び市区町村別の自殺統計データを内閣府に提供したほか、同年11月からは、より効果的な自殺対策の推進のための要望を受け、自殺統計原票データ（平成17年～21年、22年1月～9月（暫定値））を提供し、以後毎月末の自殺統計原票データ（暫定値）を提供している。23年3月には、22年中の確定値を提供した。